

不法投棄は犯罪です



不法投棄や違法な野外焼却をした者は、法律により罰せられます。

罰則 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

不法投棄 5年以下の懲役 若しくは **1千万円**以下 (法人は**3億円**以下)の罰金

野外焼却 5年以下の懲役 若しくは **1千万円**以下 (法人は**3億円**以下)の罰金



不法投棄

コンクリートから、木くずなどの「建設系廃棄物」の不法投棄が大半を占めていますが、河川敷へのタイヤの投棄なども発生しています。



野外焼却

建設現場で発生する木くずのほか、一般廃棄物の野外焼却も多く発生しています。有害なダイオキシン類を発生させるおそれもあります。



～不法投棄のない地域社会づくりを目指して～

不法投棄・野外焼却を見つけたら

情報提供のお願い

三重県環境生活部環境共生局廃棄物監視・指導課では、廃棄物の不法投棄等の不適正処理事案の情報を県民の皆さんから通報していただけるよう、『廃棄物スマホ110番』、『廃棄物ダイヤル110番(通話料金無料)』、『廃棄物メール110番』を設置しています。

不法投棄・野外焼却を見かけたら、下記の連絡先へ情報をお寄せください。

**廃棄物
スマホ
110番**



廃棄物スマホ110番
二次元コード

https://www.gomi110.pref.mie.lg.jp/mie_tsuho/fkt/index.html#top



“廃棄物スマホ110番”による通報画面

**廃棄物ダイヤル
110番**



ゴミは イヤヨ
0120-538-184

**廃棄物メール
110番**

gomi110@pref.mie.lg.jp

産業廃棄物監視パトロール実施中！

三重県では、生活環境保全上の支障やそのおそれを未然に防止し、県民の皆さんの安全・安心を確保するため、産業廃棄物の不適正処理事案について監視パトロールを実施するとともに、不法投棄等の未然防止に向けた取組を行っています。



問い合わせ先

〒514-8570 津市広明町13(三重県庁)
三重県環境生活部環境共生局廃棄物監視・指導課
電話 059-224-2388 F A X 059-222-8136